

(公印省略)

8中教総第47号
令和8年4月7日

小中学校保護者 各位

中間市教育委員会
教育総務課長 山口 研 治

市内小中学校電話機への通話録音装置の導入について

保護者の皆様には、日頃より学校教育に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市教育委員会では、通話内容の正確な把握に努め、電話対応の向上や教育指導及び支援の向上を図るため、市内小中学校の電話機の一部に通話録音装置を設置し、令和8年4月から試験的に運用を開始することとしました。

通話録音装置は、他自治体におきまして、学校だけではなく、市庁舎等にも導入が進められており、電話対応の向上だけではなく、児童生徒や教職員の個人情報や聴取するような事案の防止、対応が困難な要求や過剰な要望への対策として、学校生活を守り、安全安心な教育活動の実現に寄与するものと考えております。

また、今回の導入では、電話機の一部のみ通話録音装置を設置しております。通話を録音する場合は、事前に録音することをお知らせした後に、通話の録音が開始されます。

児童生徒及び教職員の学校生活をより安全安心な環境としていくため、市内小中学校電話機への通話録音装置の導入につきまして、何とぞ、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

(担当課)

中間市教育委員会 教育総務課 維持係
直通：246-6221